

# NEWS

## ～産業廃棄物処理業者のための～ 産業廃棄物適正処理講習会

主催：豊田市 後援：一般社団法人愛知県産業廃棄物協会

・日 時：1月29日（水）午後2時15分

・場 所：スカイホール豊田 大会議室

（豊田市八幡町）

・参加者：92名

講習会は産業廃棄物に関する法令改正などの最新情報や違反事例を交え、適正処理に必要な実務について解説がありました。

開会の挨拶で豊田市環境部廃棄物対策課長 神谷氏年氏は「本日は実際に起こった事件の判例に対しての行政側の対応について、また、どのようなことに注意すればそのようなことが起こらないのか、などについて講師の方からお話しがありますので、この機会に産廃処理業者の方の適正処理責任と法令遵守について理解を深める機会としてください。」と述べました。



挨拶する  
神谷廃棄物対策課長

講演は「過去の違反事例と最新の法改正から学ぶ産業廃棄物の適正処理」と題して、佐藤泉法律事務所弁護士 佐藤泉氏を講師としてお迎えしました。



講師の佐藤弁護士

講演は、1. 廃棄物処理法の体系・概要（日本の廃棄物法体系、廃棄物処理法の基本構造、排出事業者責任の内容、もっぱら物及び特例制度）の中で、一般廃棄物は家庭ごみと事業系があり、市町村の処理責任であり、産業廃棄物は排出事業者の処理責任であることです。2. 過去の法改正では、平成3年改正の中の一つに許可を5年に限定、平成9年改正ですべての廃棄物にマニフェスト拡大・電子導入、平成12年改正の中に措置命令強化（安い価格で委託した排出事業者責任明記）など、平成29年改正についてま

で解説 3. 欠格要件に注意では、取締役・株主等黒幕・従業員らが原因となる欠格要件などについて解説 4. 廃棄物の定義の中では「徳島木くずボイラ事件」（木製品製造業者が木くずを燃料として利用）における行政の判断は、木くずは廃棄物、改善命令、使用停止命令。事業者は、木くずは燃料、有用であるとのこと。裁判所の判断は「定量供給装置を介して密閉炉の中に定量供給されている。排出状況は需要に沿った計画的なものであり、排出前に適切な保管や品質管理がされている。」廃棄物に該当せず、とのことでした。平成19年7月5日「廃棄物に該当するが、生産過程の一部の場合、廃棄物焼却施設に該当しない。」と環境省からの通知に至ったとのことです。5. 排出事業者の定義と建設廃棄物の特例（排出事業者って誰？、残置物に新通知）6. マニフェストと契約書の重要性（マニフェストの重要性、委託契約書の締結）7. 過去の違反事例では、ダイコー事件、最終処分場倒産のキンキクリーン事件について判例が解説されました。8. 中国の廃棄物輸入事例 9. 海外のプラスチック規制 10. 日本の課題では、処理能力が足りない、人が足りない、火災の頻発についての話がありました。

続いてフロン排出抑制法の改正（2020年4月1日施行）についての案内があり、フロン類の回収が確認できない機器の引き取りは禁止となり、違反した場合には50万円以下の罰金が科せられ、対象となる機器と対象とならない機器の注意事項が述べられ講習会は終了しました。

